

令和8年4月1日

各位



(追加)手形・小切手の電子化に向けた取り組みについて

日田信用金庫(理事長 梶原智敏 大分県日田市中本町3番20号)は、「手形・小切手の電子化」に向け、以下の通りの取り組みを新たに実施しますので、その旨、お知らせいたします。

記

【今回 実施する対応】

1. 手形・小切手の振出期限の設定

内 容	当金庫を支払地とする手形・小切手の振出期限を設定いたします。
振出期限日	令和8年9月30日 (期限を超えて振り出された手形・小切手は当座勘定からの支払ができません。)
備 考	未使用の手形・小切手について、買戻しはできませんのでご注意ください。

2. 他金融機関の振出手形・小切手の預金入金扱いの終了

内 容	他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了いたします。
受付終了日	令和8年9月30日
備 考	入金先の口座は、当座預金、普通預金、定期預金など各種預金を含みます。

3. 手形割引の受付停止

内 容	手形割引の新規受付を停止いたします。
受付停止日	令和8年10月1日(同日以降の手形割引の受付を停止します。)
備 考	でんさい割引は引き続き取り扱いを継続いたします。

【既に実施済の対応(ご参考)】

1. 手形・小切手帳の発行停止

内 容	手形・小切手帳の発行申込の受付を停止いたします。 (約束手形・為替手形・小切手が対象)
発行停止日	令和8年4月1日(同日以降の新規発行の受付を停止します。)
備 考	発行受付停止日までに保有している手形・小切手帳は引き続きご利用いただけます。

2. 当座預金払戻請求書の取り扱い開始

内 容	当座預金払戻請求書を新設し、払戻請求書による払戻しを可能といたします。 ※払戻しには当座勘定入金帳の提示が必要となります。 ※小切手のように持参人(第三者)へのお支払いにはご利用いただけません。 ※当金庫所定の本人確認資料の提示等を求める場合がございます。
開 始 日	令和8年3月2日

3. 当座預金の新規開設受付停止

内 容	当座預金の新規開設を停止いたします。
開設停止日	令和8年4月1日(同日以降の新規発行の受付を停止します。)

4. 令和9年4月(2027年4月)以降を期日とする手形・小切手の取立受付停止

内 容	令和9年4月(2027年4月)以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止いたします。
適用開始日	令和8年4月1日

以 上